

平成19年度 監査公表

問合先 監査委員事務局 (☎65・1136)

Kansa kouhyou

定期監査の結果公表について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成19年度定期監査の結果を、次のとおり公表します。
平成20年4月1日

桂川町監査委員 松隈 英之助
長瀬 俊 夫

1 監査の対象

各課等における平成18年度から19年度一部の財務等に関する事務の執行状況です。

2 監査の結果

事務の執行について、一部不適切な執行がなされているものが見受けられましたので、次のように検討・改善を指摘しました。

3 検討・改善事項及び回答(要点)

① 水中ポンプの管理について〔産業振興課(平成19年5月23日)〕
平成6年渇水対策として水中ポンプ一式(価格1,036,180円、重さ約100kg、長さ約2m)

を購入し使用後、土師浄水場に保管していました。
平成11年浄水場の倉庫整理の際、保管に制約を受け、当時購入した業者に一時保管・管理してもらい、現在もそのままになっており、管理が不適切です。
▼回答(平成19年6月27日)
水中ポンプは、平成19年6月までに役場倉庫に搬送し、役場内倉庫において備品として管理していきます。
② 自動販売機設置の電力料金について〔社会教育課(平成19年6月7~8日)〕
各会社ごとに、自動販売機設置の電力量料金の単価等が、異なっ

て当町に支払われている。当町が、主動的に「電力量料金の単価等」を示すべきです。

▼回答(平成19年7月20日)

本町として各自動販売機設置業者に電気使用料金を設定し統一しました。

③ 補助金の交付の手續きについて

〔住民課(平成19年7月18日)〕

補助金交付申請書を受理後、交付決定の通知を行わず、補助金を交付しているのは、不適當です。

▼回答(平成19年8月6日)

今後は、桂川町補助金等の交付に関する規則を厳守し、補助金の交付をいたします。

④ 室の使用料の算出について〔健康づくり課(平成19年11月6日)〕

桂寿苑で冷房1時間30分の使用において、使用料100円/1時間×1.5時間として使用料を算出しているが、条例に「使用時間が1時間未満のときは、1時間と見なす。」とあり間違いです。

▼回答(平成19年12月17日)

今後このようなことがないよう事務処理を行います。

⑤ 桂川中学校、桂川小学校における火災報知機について〔学校教育課(平成19年11月14~15日)〕

火災報知機の一部が破損してい

ます。これらは、安全に係る事項なので、早急に修理する必要があります。

▼回答(平成19年12月5日)

早急に修繕等の措置をし、児童、生徒に対する「物を大切にすること」についての指導を学校へ依頼します。

⑥ PCソフトの使用について〔環境課(平成20年1月16日)〕

ごみ指定袋を購入した際、業者から1ヶ月分の消費税込みの請求額とPCに自動表示される消費税込みの費用額が相違するため、PCソフトが効果的に使われていないので、改善が必要です。

▼回答(平成20年2月15日)

PCソフトについては、1月28日システムの変更を終了し、データが的確に処理されることを確認しました。

⑦ 文書の確認について〔総務課(平成20年1月17日)〕

通勤届の決裁印漏れ及び扶養親族認定申請書の勤務課名において、旧勤務課の記載があったので注意を要します。

▼回答(平成20年1月31日)

今後、このようなことが、生じないよういたします。